



2022年5月16日

各 位

会社名 日本山村硝子株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 山村 幸治  
(コード番号5210 東証スタンダード市場)  
問合せ先 総務部長 三室 達矢  
(TEL 06-4300-6000)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 各種容器製品の製造並びに販売</p> <p>(2) 窯業製品の製造並びに販売 (新 設)</p> <p><u>(3) 機器及びプラント類の設計、製作、販売並びに設置工事</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(4) 前各号に関連する技術その他の情報の販売</u></p> <p><u>(5) 事業の運営上必要な他の事業に対する投資</u></p> <p><u>(6) 前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 各種容器製品の製造並びに販売</p> <p>(2) 窯業製品の製造並びに販売</p> <p><u>(3) 電気機械器具用部品の製造、加工並びに販売</u></p> <p><u>(4) 機器及びプラント類の設計、製作、販売並びに設置工事</u></p> <p><u>(5) 農産物の生産、加工並びに販売</u></p> <p><u>(6) 食品の生産、加工並びに販売</u></p> <p><u>(7) 倉庫業</u></p> <p><u>(8) 貨物自動車運送事業、自動車運送取扱事業</u></p> <p><u>(9) 工場及び倉庫内の荷役作業及び取り扱い貨物の管理業務</u></p> <p><u>(10) 中古機器及び設備の買取り並びに販売</u></p> <p><u>(11) 前各号に関連する技術その他の情報の販売</u></p> <p><u>(12) 事業の運営上必要な他の事業に対する投資</u></p> <p><u>(13) 前各号に附帯する一切の業務</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;">(記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日：2022年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日：2022年6月28日（予定）

以上